



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県石油価格調整税条例（税務課） 1

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県石油価格調整税条例（条例第1号）

- 1 地方税法第4条第3項の規定に基づき、法定外普通税として石油価格調整税を課することとした。（第1条）
- 2 この条例における用語の意義について定めることとした。（第2条）
- 3 石油価格調整税は、元売業者の揮発油の販売に対し、当該元売業者に課することとした。（第4条）
- 4 課税標準は、揮発油の販売に係る数量から貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で規則で定めるものを控除した数量とすることとした。（第5条）
- 5 税率は、揮発油1キロリットルにつき1,500円とすることとした。（第10条）
- 6 元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行った揮発油の販売に係る数量及び税額を申告し、納付することとした。（第12条）
- 7 この条例は、地方税法第259条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則第1項）
- 8 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第4項）

条 例

沖縄県石油価格調整税条例をここに公布する。

平成24年3月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第1号

沖縄県石油価格調整税条例

(課税の根拠)

第1条 県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、石油価格調整

税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 撥発油 撥発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する撣發油（同法第6条において撣發油とみなされるものを含み、同法第16条第3項に規定する灯油に該当する撣發油及び航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）第2条第2号に規定する航空機燃料に該当する撣發油を除く。）をいう。
- (2) 元売業者 撣發油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において撣發油を販売することを業とするもので知事が指定するものをいう。

(賦課徴収)

第3条 石油価格調整税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「(11) 固定資産税」とあるのは

「(11) 固定資産税
(12) 石油価格調整税」

と、同条例第7条の2第1項中「この条例又はこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは沖縄県石油価格調整税条例（平成24年沖縄県条例第1号）又はこれらの条例に基づく規則」と、同条例第10条中「この条例」とあるのは「この条例又は沖縄県石油価格調整税条例」と、同条例第11条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは沖縄県石油価格調整税条例」とする。

(納税義務者等)

第4条 石油価格調整税は、元売業者の撣發油の販売（他の元売業者への販売を除く。）に対し、当該元売業者に課する。

(課税標準)

第5条 石油価格調整税の課税標準は、撣發油の販売に係る数量から貯蔵及び輸送により減少すべき撣發油の数量に相当する数量で規則で定めるものを控除した数量とする。

(納税管理人)

第6条 石油価格調整税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納付に関する一切の事項を処理させ

るため、那覇県税事務所の所管区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は那覇県税事務所の所管区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る石油価格調整税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第7条 前条第2項の認定を受けていない石油価格調整税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(みなす課税)

第8条 石油価格調整税は、第4条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費又は譲渡に対し、当該消費又は譲渡を同条の販売と、当該消費又は譲渡をする者を同条の元売業者とみなし、当該消費又は譲渡をする数量を課税標準として、それぞれ当該消費又は譲渡をする者に課する。

- (1) 元売業者が揮発油を自ら消費する場合における当該揮発油の消費
 - (2) 次条第1項第3号の規定の適用を受けた揮発油を購入した者が同号の用途以外の用途に供するため当該購入に係る揮発油を自ら消費する場合における当該揮発油の消費
 - (3) 次条第1項第3号の規定の適用を受けた揮発油を購入した者が他の者に当該購入に係る揮発油を譲渡する場合における当該揮発油の譲渡
 - (4) 元売業者以外の者が揮発油の精製又は輸入若しくは県外からの移入（以下「精製等」という。）をして、当該精製等に係る揮発油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該揮発油の消費又は譲渡
- 2 元売業者が所有する揮発油が強制換価手続（法第13条の2第1項第1号に規定する強制換価手続をいう。）により換価される場合には、当該元売業者がその換価の時に当該

揮発油を販売したものとみなし、当該揮発油の数量を課税標準として、当該元売業者に石油価格調整税を課する。

3 元売業者が揮発油の販売業を廃止し、又は元売業者の指定を取り消された時に揮発油を所有している場合には、当該元売業者が揮発油の販売業を廃止し、又は元売業者の指定を取り消された時に当該揮発油を販売したものとみなし、当該揮発油の数量を課税標準として、当該所有している者に石油価格調整税を課する。

4 挥発油の消費で次に掲げるものは、第1項第1号又は第4号の揮発油の消費に含まれないものとする。

(1) 元売業者が揮発油を使用して揮発油以外の炭化水素油を製造する場合における当該揮発油の消費

(2) 元売業者又は揮発油の精製等をした元売業者以外の者が揮発油をガスその他規則で定める石油化学製品の製造のための原料用その他の規則で定める用途に消費する場合の当該揮発油の消費

(課税免除)

第9条 次に掲げる元売業者の揮発油の販売に対しては、石油価格調整税を課さないものとする。

(1) 元売業者の揮発油の販売で輸出として行われるもの

(2) 元売業者の揮発油の販売で県外移出として行われるもの

(3) 元売業者の揮発油の販売でガスその他規則で定める石油化学製品の製造のための原料用その他の規則で定める用途に消費するためのものとして行われるもの

(4) 元売業者の揮発油の販売で既に石油価格調整税を課された揮発油に係るもの

2 前項の規定は、同項の販売をした元売業者が、当該販売をした日の属する月分の第12条第1項に規定する申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に、当該販売が前項各号のいずれかに該当するものであることを証する書類として規則で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

(税率)

第10条 石油価格調整税の税率は、揮発油1キロリットルにつき1,500円とする。

(徴収の方法)

第11条 石油価格調整税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付)

第12条 元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた揮発油の販売に係る石油価格調整税の課税標準たる数量（以下「課税標準量」という。）、税額その他規則で定める事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

- 2 第8条第1項第1号に規定する元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における消費に係る石油価格調整税の課税標準量及び税額を前項の申告書に併せて記載しなければならない。
- 3 第8条第1項第2号から第4号まで、第2項又は第3項に規定する者にあっては、当該消費、譲渡、精製等に係る消費若しくは譲渡、換価又は所有の日から10日を経過する日までに、当該消費、譲渡、精製等に係る消費若しくは譲渡、換価又は所有に係る石油価格調整税の課税標準量、税額その他規則で定める事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。
- 4 前3項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(返還の場合の還付等)

第13条 元売業者が揮発油の販売を行つた後、販売契約の解除によりその販売に係る揮発油の全部又は一部の返還を受けた場合において、その販売に係る石油価格調整税がまだ納付されていないときは、当該揮発油の販売は行われなかつたものとみなし、既に石油価格調整税額の全部又は一部が納付されているときは、当該納付に係る石油価格調整税額のうち当該返還された揮発油に対応する部分の税額を、当該元売業者の申請により、還付するものとする。この場合において、元売業者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により石油価格調整税額を還付する場合には、元売業者の還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日を法第17条の4第1項各号に掲げる日とみなして同項の規定を適用する。

(販売業の開始等の届出)

第14条 挥発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするものは、当該販売を開始しようとする日の5日前までに、当該販売を開始しようとする日その他規則で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出した者は、届け出た事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から5日以内に、その旨を記載した届出書を知事に提出しなければならない。ただし、県内における揮発油の販売業を廃止しようとする場合においては、廃止しようとする日の5日前までに、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

(記帳義務)

第15条 元売業者は、規則で定めるところにより、揮発油の精製等、販売又は貯蔵に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第16条 法第20条の9の3第4項又は法第276条の規定による石油価格調整税に係る更正又は決定、法第278条の規定による石油価格調整税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定並びに法第279条の規定による石油価格調整税に係る重加算金額の決定をした場合においては、通知書によりこれを納税義務者に通知する。

(不足税額等の納付の手続)

第17条 石油価格調整税の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合において、不足税額があるときは当該不足税額並びに法第277条第2項の規定による延滞金額及び法第278条の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第279条の規定による重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納付しなければならない。

(課税地)

第18条 石油価格調整税を賦課徴収する課税地は、個人にあっては住所地又は主たる事務所若しくは事業所の所在地とし、法人にあっては主たる事務所又は事業所の所在地とする。ただし、県内に住所等を有しない者にあっては、その住所地又は主たる事務所若しくは事業所の所在地は、那覇県税事務所の所管区域内にあるものとみなす。

2 知事は、前項の規定による課税地を不適当と認める場合又はこれにより難いと認める場合には、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(知事の権限の委任)

第19条 知事は、石油価格調整税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項及び過料の徴収に関する事項を前条に規定する課税地を所管する県税事務所等（沖縄県税条例第2条第17号に掲げる県税事務所等をいう。）の長に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

- (1) 過料の額の決定に関する事項
- (2) 第3条の規定により読み替えて適用する沖縄県税条例第11条の規定により地域及び期日を指定して期限を延長すること。
(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者たち県内において揮発油を販売することを業とするものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に揮発油の販売を開始しようとするものとみなして、第14条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「当該販売を開始しようとする日の5日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から5日以内」とする。

(準備行為)

3 第14条の規定による届出は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、同日までに課した、又は課すべきであった石油価格調整税については、なお従前の例による。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊2-19-8
---	--